

高齢者等外出支援制度のお知らせ

～平成29年4月から高齢者の外出支援制度が新しくなります～
路線バス・タクシー運賃の一部を助成！



■新たな制度の助成対象者

① 70歳以上で運転免許証を持っていない人

※ 小型特殊自動車（農耕トラクター等）の免許のみをお持ちの方は対象者になります。



持っていない

② 65歳以上で運転免許証を全て自主返納した人



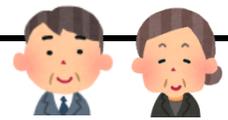
全て自主返納した

③ 心身障害者福祉タクシー利用券（福祉タクシー助成）の交付対象者

※ 福祉タクシー助成と、この制度の両方を受けることはできません。
いずれか一方のみの助成を受けられます。

■お問合せ 防府市 総合政策課（4号館3階）

TEL 0835-25-2119 FAX 0835-25-2190



■助成内容

1 か **2** のいずれか一方の助成券を選択します。

私はバスもタクシーも使うから
1を交付してもらおう！



1 路線バス・タクシーどちらにも使用できる助成券

路線バス・タクシーどちらにも使用できる助成券を、年最大48枚交付します。

▼路線バスで使用する場合

助成券1枚につき運賃が200円引となります。1乗車につき1枚のみ使用できます。

◆助成券の使い方

路線バスから降りるときに、対象者証を乗務員に確認してもらってから、助成券を運賃箱に入れ、残りの運賃をお支払いください。あらかじめ助成券に乗車日を記載しておいてください。



▼タクシーで使用する場合

助成券1枚につき運賃が2割引となります。1乗車につき1枚のみ使用できます。

※ 運賃が1,000円以下の場合、200円引となります。

◆助成券の使い方

タクシーに乗車するときに対象者証を必ず乗務員に見せ、助成券が使用できるかどうか確認してください。助成券は、降車するときに乗務員に渡し、残りの運賃をお支払いください。



◎相乗りがお得です！

交付を受けた人が複数人で乗車した場合も、助成券は1人1枚ずつ使用できます。
(最大4人まで)



3人が利用助成券を使います。



3人で6割引になります。



※ 助成券はタクシー会社が行う割引(高齢者割引等)と併用できます。

※ 助成額には上限があります。1乗車あたり、1人が助成券を使用した場合は1,000円、

2～4人が助成券を使用した場合は総額で2,000円が上限となります。

◎タクシー料金の助成例

助成券	タクシー料金	助成により 割引される額	自己負担額
対象者1人が 1枚使用したとき	800円の時	200円(一律)	600円
	1,500円の時	300円(2割)	1,200円
	3,500円の時	700円(2割)	2,800円
	6,000円の時	1,000円(上限)	5,000円

タクシー料金が1,000円以下の場合
一律200円引です。

1,200円(2割相当)ではなく、助成券を1枚使用した
時の上限1,000円の助成となります。

助成券	タクシー料金	助成により割引 される額(総額)	自己負担額
対象者3人が それぞれ1枚 使用したとき	800円の時	600円(200円×3枚)	200円
	1,500円の時	900円(2割・300円×3枚)	600円
	3,500円の時	2,000円(上限)	1,500円

700円(2割相当)×3枚=2,100円ではなく、助成券を
複数枚使用した時の上限2,000円の助成となります。

※ 助成券はタクシー会社が行う割引(高齢者割引等)と併用すると、更にお得に利用できます。

2

路線バスのみ可以使用助成券

私はバスをよく使うから
2を交付してもらおうわ



助成券1枚につき運賃が100円引となる助成券を、年最大96枚交付します。
1乗車につき2枚まで使用できます。

◆助成券の使い方

路線バスから降りるときに、対象者証を乗務員に確認してもらってから、助成券を運賃箱に入れ、
残りの運賃をお支払いください。あらかじめ助成券に乗車日を記載しておいてください。



Q&A

Q. どこでも使用できるの？

A. 路線バス・タクシーともに、乗車地・降車地のいずれか一方が防府市内であれば、使用できます。ただし、防府市と契約しているバス会社及びタクシー会社に限りです。

◎使えます ……防府市 ⇒ 防府市、防府市 ⇒ 市外、市外 ⇒ 防府市
×使えません……市外 ⇒ 市外

Q. 他の人と一緒にタクシーに乗ったときに助成券を使っても良いの？

A. どなたと一緒に乗られたときでも使用できます。ただし、助成券は対象者1人につき1枚のみ使用できます。



対象者証
あり



対象者証
なし

■申請手続きに必要なもの

① 70歳以上で運転免許証を持っていない人

・身分証明書(後期高齢者医療被保険者証や介護保険被保険者証など)

② 65歳以上で運転免許証を全て自主返納した人

・身分証明書

・運転免許証の自主返納証明(運転経歴証明書や運転卒業者サポート手帳など)

③ 心身障害者福祉タクシー利用券(福祉タクシー助成)の交付対象者

・障害者手帳(身体障害者手帳1~3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか)

《①・②・③共通》

◆ 申請時に対象者証に使用する写真の撮影を予定しています。(本人の顔がはっきりとわかる助成対象者の写真(正面、無帽)をお持ちいただいてもかまいません。)

◆ 代理人が申請される場合は、助成対象者の写真と委任状(署名・押印)及び代理人の身分証明書が必要です。(②・③に該当する人の代理人は、それぞれ運転免許証の自主返納証明、障害者手帳も必要です。)

◎ご注意ください

・年齢にかかわらず、福祉タクシー助成と、この制度の両方を受けることはできません。いずれか一方のみの助成を受けられます。福祉タクシー助成の対象者がこの制度を受ける場合は、申請時に障害者手帳が必要です。

・申請は、対象者となる月から申請できます。

例) 運転免許証を持っておらず、6月20日に70歳になる。

⇒6月1日から申請できます。

